

忘れず
早めに

税の申告を

郵送で申告できます

申告期間

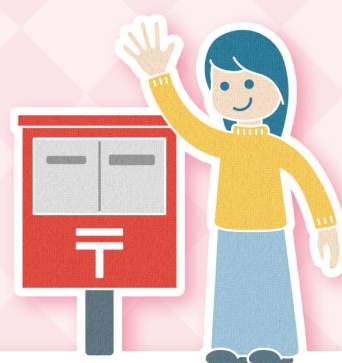
2月17日(月)～3月17日(月)



税の申告期間が始まります。窓口での混雑を避けるため、できるだけ郵送での申告をお願いします。

なお、郵送で申告する場合は、必要事項の記入漏れや控除証明書等の添付漏れがないよう、注意してください。

問合せ 税務課課税係 ☎内線 2316



住民税の申告

申告が必要な方

1月1日現在、区内に住所がある方は、原則として住民税（特別区民税・都民税）の申告が必要です。令和6年中に収入がなかった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額算定、児童手当の支給決定等に必要となるため、生活状況等を申告してください。

申告の必要がない方

- ▶税務署に所得税の確定申告をする方
 - ▶給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
 - ▶公的年金収入のみの方
- ※医療費控除等を受ける場合は、確定申告（源泉徴収所得税がある方）または住民税の申告が必要です

申告方法・会場

来所または郵送で、〒116-8501（住所不要）荒川区役所2階税務課課税係

申告期間・時間

2月17日(月)～3月17日(月)
午前8時30分～午後5時15分

- ※(土)・(日)・(祝)を除く。ただし2月23日(祝)、3月9日(日)は午前9時～正午に受け付けを行います
- ※(火)は午後7時まで（申告期間中のみ）
- ※混雑状況によっては、入場制限を行う場合があります
- ※所得税の確定申告の相談・受け付けは行っていません

申告に必要なもの

申告書

※2月上旬に、申告が必要と思われる方等へ送付するほか、税務課、各区民事務所でも配布します

個人番号確認書類

マイナンバーカード、通知カード等

本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証・在留カード等の顔写真付きの書類（持っていない場合は健康保険の被保険者証・資格確認書や年金手帳等を2点）

収入の証明書等

令和6年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等

各種控除の証明書等

令和6年中に支払った国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費控除の明細書、学生証等

郵送の場合、個人番号確認書類・本人確認書類は写しを申告書に同封し、送付してください。

申告する際の注意点

医療費控除の申告方法

医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください。

- ※医療費控除の明細書は、税務課、各区民事務所、荒川区ホームページで配布
- ※医療費等の領収書は、提出せずに保管してください
- ※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける方は、お問い合わせください

確定申告をする方へ

申告内容に不備があると、住民税の課税内容に正しく反映できない場合があります。

住民税の算定には、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」への記載内容も反映されます。

詳細は、国税庁発行の「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。